



住宅・道路・上下水道

市営住宅

▶ 入居者の資格

次の条件をすべて満たす人。

- ▶ 市内に住所または勤務場所がある
- ▶ 暴力団員でない
- ▶ 現在同居しているか同居しようとする親族がいる
(北九州パートナーシップ宣誓書受領書を持っている人も可)
- ▶ 現に住宅に困窮していることが明らかである
- ▶ 収入が一定の額以下である

単身者、外国人は、他にも要件がある。資格など詳細は、北九州
市住宅供給公社管理第二課 ☎531-3030 (FAX531-3171) へ。

▶ 入居者の募集

空き住宅は年6回募集。入居者は、抽選または選考により決定。新婚・障害者・年長者・母子父子・多子世帯などのための募集枠もあり。先着順募集・常時募集については市外在住者や20歳以上の単身者も申込み可。

- ▶ 申し込み／各区役所の市営住宅・市公社住宅相談コーナー
▶ 各区窓口

県営住宅などの公的住宅

公的住宅(空き家)の申し込みは、次のとおり。新築住宅の申込方法などは問い合わせを。

「県営住宅」「北九州市住宅供給公社」「福岡県住宅供給公社」は、各区役所の市営住宅・市公社住宅相談コーナーでも申込用紙を配布。

名称	受付日	申込・相談窓口	電話
県営住宅	右記までお問い合わせください	福岡県住宅供給公社北九州管理事務所(八幡西区西曲里町2-1黒崎テクノプラザビル5階)	621-3300

名称	受付日	申込・相談窓口	電話
北九州市住宅供給公社	常時	各区役所市営住宅・市公社住宅相談コーナー 北九州市住宅供給公社(小倉北区浅野三丁目8-1 AIMビル4階)	各区窓口 531-3150
福岡県住宅供給公社	常時	福岡県住宅供給公社北九州管理事務所(八幡西区西曲里町2-1黒崎テクノプラザビル5階)	621-4411
独立行政法人都市再生機構(UK)	常時	北九州住まいセンター(小倉北区浅野三丁目8-1 AIMビル1階) UR北九州営業センター(小倉駅前1'm9階)	383-9533 0120-666-891

住宅助成制度

▶ 転入者等に対する住宅取得・賃貸への支援

市外から移住する世帯などに、一定の要件を満たす街なかの住宅を取得または賃借する費用の一部を補助。(要件あり。契約前の申請が必要)。

問合せ 建築都市局住宅計画課 ☎582-2592

▶ 高齢者向け優良賃貸住宅制度

バリアフリー仕様で緊急時対応サービスを備えるなど、一定の基準を満たす高齢者向けの優良な住宅。

- ▶ 入居資格／60歳以上の単身者や、夫婦のいずれかが60歳以上の世帯など。(一部の物件には所得制限あり)
- ▶ 家賃補助／所得に応じ家賃の最大3割程度までの補助あり。(期間は管理開始から20年間)

問合せ 建築都市局住宅計画課 ☎582-2592



▶ 特定優良賃貸住宅制度

北九州市の認定を受けて建設された、ファミリー向けの良質な民間の賃貸住宅。

▶ **入居資格**／一定の所得を得ている人で、自ら居住する住宅を必要としており、現に同居し、または同居しようとする配偶者または親族があること。

▶ **家賃補助**／所得要件などに該当した場合1割程度の補助あり。(期間は管理開始から10年間)
※令和2年度で補助を終了。

問合せ 建築都市局住宅計画課 ☎582-2592

▶ 住まいの安全安心・流通促進事業 (空き家リノベ補助金)

良質な住宅ストックの形成と活用を促進し、空き家の増加を抑制するため、耐震性能がある既存住宅(改修済物件含む)を購入・賃借又は相続(生前贈与含む)した方を対象に、エコや子育て・高齢化に資する改修工事費用の一部を補助。

問合せ 建築都市局空き家活用推進室 ☎582-2777

▶ 狭あい道路拡幅整備事業

幅4m未満の狭い市道(狭あい道路)に接した土地を市に寄付していただくことにより、道路の拡幅整備を行う。

問合せ 建築都市局空き家活用推進室 ☎582-2777

▶ 住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業

木造住宅・マンション・特定建築物で行う、耐震改修工事などや、危険なブロック塀等除却工事に対して費用の一部を補助。

問合せ 建築都市局建築指導課 ☎582-2531

民間建築物吹付けアスベスト除去等事業

既存建築物において、吹付けアスベスト等の分析調査や除去工事などに係る費用の一部を補助。

問合せ 建築都市局建築指導課 ☎582-2531

がけ地近接等危険住宅移転事業

土砂災害特別警戒区域等にある住宅を移転する場合、危険住宅の除却費用と代替住宅の建設などに係る費用の一部を補助。

問合せ 建築都市局建築指導課 ☎582-2531

住宅(土地)の届け出

▶ 確認、中間・完了検査申請

建物を建てようとするとき(新築、増築、改築など)には、建築主は「確認申請書」を建築主事か指定確認検査機関(以下、「建築主事等」という。)に提出し、確認を受けることが必要。この確認を受けるまでは、工事に着手することができない。

建物の工事が完了すると「完了検査申請書」を建築主事等に提出し、検査を受けることが必要。この検査に合格しなければ原則、建物を使用できない。

建物の工事途中で、中間検査を実施。中間検査の対象となる建築物は、「中間検査申請書」を建築主事等に提出し、検査を受けることが必要。この検査に合格しなければ工事を継続できない。

問合せ 建築都市局建築審査課 ☎582-2535 (FAX561-7525)

▶ 建築物の省エネ基準適合に係る届出等

建築主は、一定規模以上の建築物の新築・増築をしようとする場合、その用途や規模等に応じ省エネ基準に適合していることの所管行政庁等による判定(適合判定)や、所管行政庁への届出が必要。適合判定の対象となる建築物は、基準に適合していなければ建築確認を受けることができなくなるので注意が必要。

問合せ 建築都市局建築審査課 ☎582-2535 (FAX561-7525)

▶ 地区計画の区域内での建築等の届出

地区計画の区域内で建物を建てたりするときは、工事着手の30日前までに行為の届出が必要。届出内容が地区整備計画等に適合していない場合には、設計変更などを勧告。

問合せ 建築都市局都市計画課 ☎582-2451 (FAX582-2503)

▶ 国土利用計画法に基づく 土地取引の届出(事後届出制)

一定面積(市街化区域2000㎡、市街化調整区域5000㎡)以上の土地取引(売買等)を行った土地の権利取得者(買主等)は、契約締結日から2週間以内に利用目的などの届出が必要。

問合せ 建築都市局都市計画課 ☎582-2451 (FAX582-2503)

▶ 北九州市立地適正化計画に係る届出

居住誘導区域外で一定規模以上の住宅の建築や、都市機能誘導区域外で誘導施設(大規模集客施設)の建築などを行う場合、行為着手の30日前までに届出が必要。

問合せ 建築都市局都市計画課 ☎582-2451 (FAX582-2503)

宅地防災工事等資金融資

危険な宅地に対して市から防災指導を受けた人などに、宅地防災工事や復旧工事の資金を融資。

対象は、次のいずれかに該当する人。

▶ 宅地防災工事

- 災害対策基本法に基づく事前措置の指示または予告通知を受けた人。(限度額380万円)
- 住宅金融支援機構の防災工事資金融資を受けることが決定し、その融資限度額以上の工事をする人。(限度額200万円)

▶ **復旧工事**／現にがけ崩れが発生し、宅地に被害が及んでいる人。(限度額1000万円)

▶ **減災工事**／がけ崩れによる災害を未然に防ぐために、擁壁の補強工事、法面保護工事等を行い、工事による減災効果が適当であると市長が認める人。(限度額200万円)

問合せ 建築都市局開発指導課 ☎582-2644 (FAX582-2503)



住宅・道路・上下水道

住宅助成制度／民間建築物吹付けアスベスト除去等事業／がけ地近接等危険住宅移転事業／住宅(土地)の届け出／宅地防災工事資金融資

空き家

▶ 相談・通報窓口

放置され、近隣や地域に影響を及ぼしている空き家について、各区役所で相談や通報を受け付ける。

問合せ 各区役所総務企画課

▶ 各区窓口

▶ 空き家活用の専門相談

相続や登記のほか、売買、賃貸などの空き家の専門的な相談は、市が窓口となり、専門家の団体と連携して回答する。

問合せ 建築都市局空き家活用推進室 ☎582-2777

▶ 老朽空き家等除却促進事業

倒壊や部材の落下の恐れがある等危険な空き家などの除却を促進するため、市が家屋の除却に要する費用の一部を補助。

▶ 補助額 / 除却に要した額が市が定める基準額のいずれか低い額の1/3。(上限あり)
※解体工事に着手する前に申請が必要。

問合せ 建築都市局監察指導課 ☎582-2918

▶ 中古住宅の流通促進(北九州市空き家バンク)

空き家をお持ちの方が売却・賃貸を希望する物件の情報を北九州市に登録し、購入・賃借を希望する方へ提供することで、空き家を有効に活用する制度。

空き家物件の売買等の契約に関する手続きは、市と協定を結んでいる不動産協会会員の宅地建物取引業者が行う。

問合せ 建築都市局空き家活用推進室 ☎582-2777

▶ 中古住宅の活用促進(北九州市空き家マッチング)

空き家を住宅以外の用途での活用を希望する方から、「空き家の活用希望情報」を市に登録してもらい、活用希望の趣旨に賛同した空き家提供者とのマッチング(引き合わせ)を行う制度。
※地域と共生する事業(例):カフェ、子どもの居場所、地域の寄りあい所、デイケア施設、社員寮、ゲストハウス、グループホームなど

問合せ 建築都市局空き家活用推進室 ☎582-2777

上下水道お客さまセンター

水道メーターの検針から料金徴収に至る一連の業務を行っている。使用開始・中止や名義変更などの各種手続きを受け付ける。

▶ 電話番号 / ☎582-3031 (FAX582-1363)

▶ 受付日時 / 月曜日～土曜日(12月31日～1月3日は除く)の午前8時30分～午後7時
※3月、4月は日曜日も受け付け

水道工事

水道工事に関する問い合わせは、上下水道局各工事事務所へ。

工 事 事 務 所	担当区域	所在地	電 話	FAX
東 部	門司区 小倉北区 小倉南区	小倉南区 八幡町35-1	932-5790	932-5795
西 部	若松区 八幡東区 八幡西区 戸畑区 遠賀郡芦屋町 // 水巻町	八幡西区 竹末一丁目 1-46	644-7820	644-7825

● 次のようなときは連絡を

- ▶ 水道工事を行う工事店を知りたいとき
- ▶ 水の出方が悪いとき
- ▶ 水道の水の色がおかしいとき
- ▶ 道路や側溝、宅内などで漏水を見つけたとき(「給水装置の修繕工事」を参照)

▶ ご注意(寒波対策)

厳冬期には、水道管や水道メーターが凍ったり、破裂したりします。露出した水道管には保温チューブを巻いたり、メーター周りに布を詰めたりなどの対策を。



給水装置の修繕工事

▶ 市民の管理部分と市の管理部分

▶ 市民の管理部分

宅地内や私有地内(私道含む)の給水装置は、水道メーターを除き全て個人の財産であり、その維持管理は所有者または使用者の負担となります。新設、改造及び修繕などの工事を行う場合は、北九州市指定の水道工事店に連絡を。

なお、所有者が維持管理する範囲のうち、公私境界から水道メーターまでの間で自然漏水が発生した場合は、北九州市で一時的に止める応急的措置(原則1回)を行うことができる場合があります。詳しくは上下水道局のホームページをご覧ください。詳しくは東部・西部工事事務所にご相談ください。

※自然漏水とは「人為的要因がなく、かつ腐食または振動などにより発生した漏水」で、管理者が適切な管理を行っても避けられない漏水のことです。

▶ 市の管理部分

市道や県道などの公道内の水道施設は、北九州市で維持管理を行います。


下水道

▶ 市民の管理部分と市の管理部分

▶ 市民の管理部分

自身で設置した排水設備(敷地内の下水管や水洗便所)の故障は、工事を行った北九州市排水設備指定工事店へ連絡を。修理費用は自己負担。

▶ 市の管理部分

市が設置した公共下水道(下水管や枮、取付管)の故障は、
▶  各区窓口

▶ 公共下水道が整備されたら必ず水洗化を

下水道が使用できるようになった区域は、供用開始の告示の日から3年以内に、公共下水道に接続を。

水洗便所の新設か、くみ取り便所から水洗便所への改造などの水洗化(排水設備)工事は、市が指定した排水設備指定工事店で。水洗化(排水設備)工事を行うときは、指定工事店かどうか確認を。

問合せ 上下水道局下水道計画課 ☎582-2480

▶ 水洗化(排水設備)工事について

水洗化(排水設備)工事に関する問い合わせは、上下水道局各工事事務所へ。

工 事 事 務 所	担当区域	所在地	電 話	FAX
東 部	門司区 小倉北区 小倉南区	小倉南区 八幡町35-1	285-3372	285-3377
西 部	若松区 八幡東区 八幡西区 戸畑区	八幡西区 竹末一丁目 1-46	285-3381	285-3388

道路・河川・公園

道路や河川、公園についての問い合わせ、相談、要望は、各区役所まちづくり整備課へ。
▶  各区窓口

▶ 私道を市道にしたい、私道の舗装や手すりの設置をしたい(条件により市が行う)などの要望

▶ 公園、河川敷、霊園の使用許可、屋外広告物の設置許可

▶ 道路、公園、河川、水路、緑地と霊園の境界明示

▶ 道路、街路灯、河川と公園の修繕工事など維持管理に関すること

※防犯灯の設置・修理は、各区役所コミュニティ支援課へ。

▶  各区窓口

